

広告宣伝車に対する屋外広告物規制の考え方（案）

1 広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都の屋外広告物規制

- 東京都屋外広告物条例（以下「都条例」という。）及び東京都屋外広告物条例施行規則（以下「都規則」という。）では、同条例に掲げる良好な景観の形成、若しくは風致の維持、又は公衆に対する危害の防止という目的のもと、広告宣伝車の車体利用広告に対して必要な規制を定めている。
- 現行の都条例の規定上、本規制は道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が都内にある（以下「都内ナンバー」という。）自動車については適用されるが、他の道府県等の区域にある（以下「都外ナンバー」という。）自動車については当該道府県等の広告物条例の規制が適用され、都条例の規制は適用されないこととなっている。

2 都内を走行する広告宣伝車の現状と課題

- 現在、都内の繁華街では、トラックの荷台等に屋外広告物を表示した広告宣伝車が、派手な色遣いや過度な発光を伴って低速で周回走行しており、良好な景観形成への影響や交通環境の悪化の問題が生じている。
- 都内の繁華街で宣伝活動を行う広告宣伝車のほとんどが、都条例の規制の適用対象外である都外ナンバーとなっており、広告宣伝車の車体利用広告に対する都の規制が実態とそぐわない面が現れている。

3 規制の考え方の方向性

- 広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都条例の規制について、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正する。

4 規定改正により、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車に適用される規制の概要

(1) 都内を走行する際に許可申請が必要となる

- 屋外広告物許可申請（都条例第15条第4号、第23条、第29条、都規則第1条等参照）

- ・ 屋外広告物許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。
- ・ 許可申請の際、手数料を納付しなければならない。
- ・ 許可申請前に、公益社団法人東京屋外広告協会によるデザイン自主審査を受けることが求められる。

(2) 都条例に定める車体利用広告の規格の遵守が必要となる

○ 車体の外面への表示・設置が禁止される広告物(都規則別表第3 6(一)参照)

- ・ 電光表示装置等により映像を映し出すもの(LEDビジョン等)など、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物
- ・ 運転者をげん惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有する広告物
- ・ 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示する広告物

○ 広告宣伝車の規格(都規則別表第3 6(四)参照)

- ・ 自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝用自動車であること
- ・ 消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色の使用禁止

(3) 屋外広告業の登録が必要となる

○ 屋外広告業の登録(都条例第39条参照)

- ・ 都内において、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業を行う法人又は個人は、屋外広告業の登録を受けなければならない。営業所を都内に有していない場合であっても、都内で上記営業を行う場合には登録が必要。

(4) 許可取消、行政措置命令や罰則の適用を受ける

○ 監督(都条例第31～第33条参照)

- ・ 許可を受けた広告宣伝車が、景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったときや許可申請書に虚偽の事項があったときは、許可権者は、許可を取り消し、又は当該広告物の表示者等に対して、改修、移転、除却等の措置を命ずることができる。
- ・ 都条例又は都規則に違反した広告宣伝車があるときは、当該広告物の表示者等に対して表示の停止や改修、移転、除却等の措置を命ずること

ができる。知事は、命令を受けた広告物の表示者等が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

○ 罰則（都条例第68～第71条参照）

- ・ 広告宣伝車に広告を表示して無許可で走行した者、許可後に無許可で広告の表示内容を変更した者、措置命令に違反した者、登録を受けずに屋外広告業を営んだ者等は、30万円以下の罰金に処する。
- ・ 屋外広告業の登録事項の変更の届出をしなかった者等は、20万円以下の罰金に処する。
- ・ 屋外広告業の廃業等の届出を怠った者等は、5万円以下の過料に処する。

5 今後の進め方

- 都規則を改正し、規定を整備する。あわせて、改正内容や具体的な手続等について事業者等への周知を図る。

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月●日まで	パブリックコメント実施
令和5年12月	令和5年度第3回 東京都広告物審議会開催 (パブリックコメントの結果報告、答申)
令和6年1月	改正都規則公布
令和6年2月	事業者等への説明会
令和6年5月	改正都規則施行

【参考】

1 東京都屋外広告物条例及び同施行規則（抜粋）

○東京都屋外広告物条例

（禁止区域又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等）

第十四条 次に掲げる広告物等は、第六条及び第八条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第一号、第二号及び第四号に掲げる広告物等については、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

二 電車又は自動車の外面を利用する広告物等

○東京都屋外広告物条例施行規則

第十三条 条例第十四条ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

二 条例第十四条第二号に掲げる広告物等

ハ 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県の区域(指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)、中核市(同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。))及び法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。)、指定都市の区域、中核市の区域又は法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域に存するものに、当該道府県、指定都市、中核市又は市町村の広告物等に関する条例の規定に従って表示するものであること。

2 これまでの検討状況

令和5年6月	令和5年度第1回 東京都広告物審議会開催 ・ 広告宣伝車に対する規制について（諮問） →のち、規格等検討小委員会において検討
令和5年7月	令和5年度第1回規格等検討小委員会開催
令和5年10月	令和5年度第2回規格等検討小委員会開催
令和5年10月	令和5年度第2回 東京都広告物審議会開催 ・ 広告宣伝車に対する規制の考え方（案）審議